資産見返物品受贈額戻入	12,739,493		
特許権仮勘定見返運営費交付金等戻入	19,598,174		
特許権仮勘定見返寄附金戻入	201,000	3,748,168,691	
財務収益			
受取利息	9,018,416		
その他	13,520	9,031,936	
雑益			
財産貸付料収入	383,909,492		
間接経費収入	254,819,016		
その他	166,460,926	805,189,434	
経常収益合計			80,326,048,366
経常利益			63,801,851
臨時損失			
固定資産除却損		431,711,965	
固定資産売却損		1,860,114	
その他		171,500,134	
			605,072,213
臨時利益			
運営費交付金収益		120,177,439	
授業料収益		41,247,987	
施設費収益		193,212,742	
固定資産売却益		1,228,266	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	19,249,261		
資産見返補助金等戻入	8		
資産見返寄附金戻入	3,332,934		
資産見返物品受贈額戻入	328,917	22,911,120	
その他		101,394,124	
			480,171,678
当期純利益			△ 61,098,684
前中期目標期間繰越積立金取崩額			94,810,870
当期総利益			33,712,186

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		33,712,186
当期総利益	33,712,186	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	33,712,186	
		33,712,186

注　記　事　項

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成している。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用している。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用している。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、期間進行基準を採用している。

なお、退職手当等の特殊要因経費については、費用進行基準を採用している。

また、特別教育研究経費については、期間進行基準又は改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	３～50年
構築物	３～50年
船舶	４～14年
車両運搬具	３～７年
工具器具備品	３～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。